

議案第 1 2 号

川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 5 年 2 月 1 4 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

川崎市道路占用料徴収条例（昭和 3 0 年川崎市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「第 7 条第 9 号」を「第 7 条第 1 1 号」に改める。

別表中

「

施行令第 7 条第 1 号に掲げる物件	幕（施行令第 7 条第 2 号に掲げる工事用施設であるものを除く。）		1 月 1 平方メートルにつき	6 5 0	5 0 0
	アーチ	車道を横断するもの	1 月 1 基につき	6, 5 0 0	5, 0 0 0
		その他のもの		3, 2 0 0	
施行令第 7 条第 2 号に掲げる工事用施設及び同条第 3 号に掲げる工事用材料			1 月 1 平方メートルにつき	6 5 0	5 0 0

」

を

「

施行令第7条第1号に掲げる物件	幕（施行令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）		1月1平方メートルにつき	650	500
	アーチ	車道を横断するもの	1月1基につき	6,500	5,000
		その他のもの		3,200	
施行令第7条第2号に掲げる工作物			1月1平方メートルにつき	325	
施行令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.025を乗じ、これを12で除して得た額	
施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料				650	500

」

に、「第7条第4号」を「第7条第6号」に、「同条第5号」を「同条第7号」に、「第7条第7号」を「第7条第9号」に、「同条第8号」を「同条第10号」に、「第7条第9号」を「第7条第11号」に、「第7条第10号」を「第7条第12号」に、「第7条第11号」を「第7条第13号」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

#### 参考資料

#### 制 定 要 旨

道路法施行令の一部改正に伴い、太陽光発電設備等に係る道路の占用料を新設すること等のため、この条例を制定するものである。